

滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程

平成29年2月8日制定

令和2年11月20日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、情報統括・セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報化の基本方針に関すること。
- (2) 本学が所有又は管理する情報システムの整備及び運用に関すること。
- (3) 本学が所有又は管理する情報ネットワークの整備及び運用に関すること。
- (4) 本学との契約又は協定に基づき提供される情報システム及び情報ネットワークの整備、運用及び管理に関すること。
- (5) 情報システム導入における認証システムに関すること。
- (6) 本学の情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）の策定、評価及び見直しに関すること。
- (7) セキュリティポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置に関すること。
- (8) セキュリティポリシーに係る教育及び研修の企画並びに啓発に関すること。
- (9) セキュリティポリシーに係る学内外の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、情報化及び情報セキュリティに関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報化統括責任者（CIO）
- (2) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）
- (3) 副CIO
- (4) 副CISO
- (5) CIO補佐
- (6) CISO補佐
- (7) マルチメディアセンター長
- (8) 医療情報部長
- (9) 教員（前号に掲げる者を除く。） 若干名
- (10) 総務企画課長、会計課長、クオリティマネジメント課長及び情報課長
- (11) その他委員長が必要と認める者

2 第1項第9号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱しその任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(セキュリティポリシー検討作業班及び監査班)

第6条 委員会に、セキュリティポリシーの策定、評価及び見直し並びにセキュリティ対策の監査を行うため、セキュリティポリシー検討作業班及び監査班を置く。

2 セキュリティポリシー検討作業班及び監査班について必要な事項は、委員会が別に定める。

(CSIRT)

第7条 委員会に情報セキュリティインシデント対応のため、情報セキュリティインシデント対策チーム (Computer Security Incident Response Team) (以下「CSIRT」という。)を置く。

2 CSIRTの組織及び運営等に関し必要な事項は、滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、情報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

3 滋賀医科大学情報統括委員会規程及び滋賀医科大学情報セキュリティ専門委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年11月20日から施行する。